

2025年2月25日

各位

会社名 株式会社ポーラ・オルビスホールディングス
代表者名 代表取締役社長 横手 喜一
(コード番号:4927 プライム市場)
問合せ先 コーポレート室長 阿部 祐大
(TEL. 03-3563-5517)

当社社外取締役に対する株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ

当社は、2025年2月25日開催の取締役会において、2019年度より導入している当社の社外取締役を対象とした株式報酬制度の一部改定に関する議案を2025年3月27日開催予定の定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 当社の株式報酬制度の目的と改定内容について

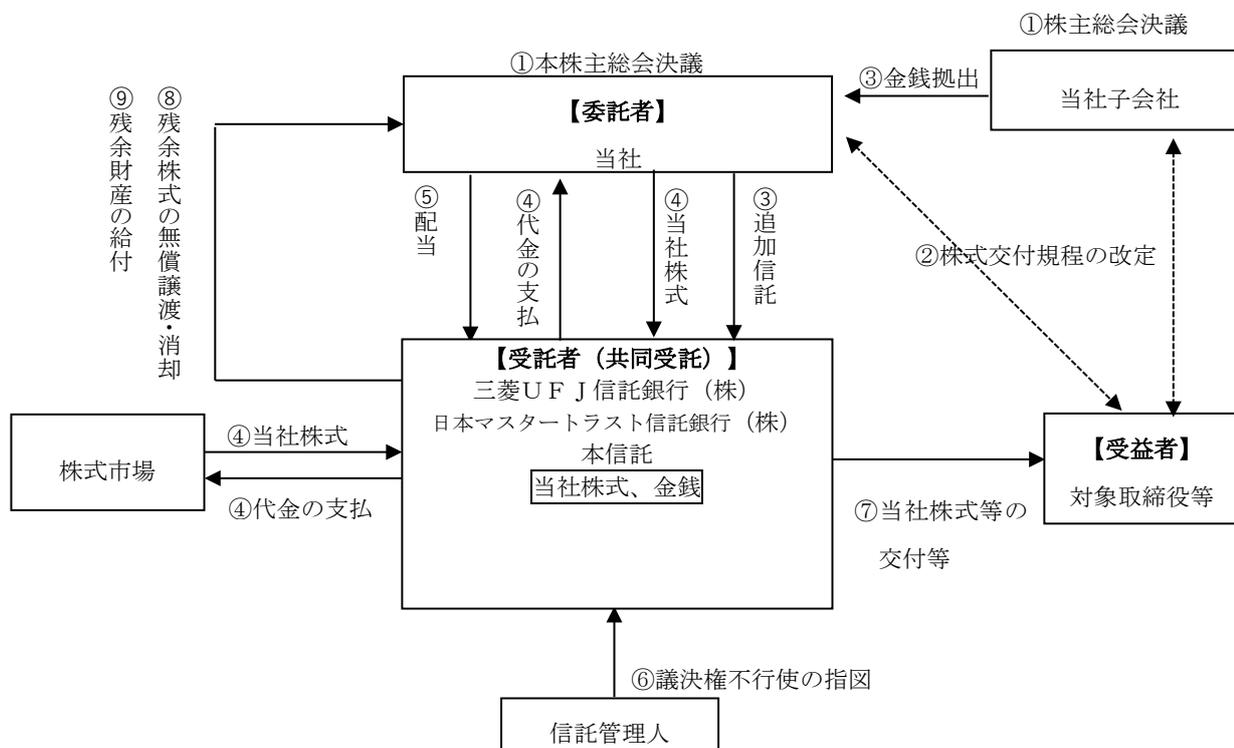
- (1) 当社は、当社の取締役および執行役員(国内非居住者を除きます。以下「当社取締役等」といいます。)を対象とした株式報酬制度について、2019年3月26日開催の第13期定時株主総会において、株主の皆さまのご承認をいただき、導入しております。また、当社子会社の取締役(社外取締役および国内非居住者を除きます。以下「子会社取締役」といいます。また、当社取締役等と併せて、以下「対象取締役等」といいます。)にも、同様の制度(以下、当社取締役等を対象とした株式報酬制度と併せて「本制度」といいます。)を導入しております。
- (2) 本制度は、当社グループの長期ビジョンおよび中期経営計画の達成に向けて、対象取締役等の報酬と当社株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な企業価値向上への貢献意識を高め、株主の皆さまとの利害共有をより一層図ることを目的としております。このうち社外取締役に対しては、客観的な立場から業務執行の妥当性を判断する経営監視機能を担っていることから、業績に連動しない固定型の株式報酬制度を導入しております。
- (3) 本制度では、役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託(以下「BIP信託」といいます。)と称される仕組みを採用します。BIP信託とは、米国の業績連動型株式報酬(Performance Share)制度および譲渡制限付株式報酬(Restricted Stock)制度と同様に、役位や会社業績の目標達成度等に応じて、当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭(以下「当社株式等」といいます。)を対象取締役等に交付および給付(以下「交付等」といいます。)するものです。
- (4) 本株主総会において社外取締役の増員を提案させていただく予定であることから、当社が社外取締役の報酬額として拠出する金員の上限および交付等が行われる当社株式等の数の上限を改定いたしたく、本株主総会に付議するものです。改定内容は下表のとおりです。なお、これ以外の本制度の内容に変更はございません。

改定内容

項目	改定前	改定後
当社が社外取締役の報酬額として拠出する金額の上限	<ul style="list-style-type: none"> ・1年あたり7百万円 ・下記3.(1)に定める対象期間の年数に上記を乗じた金額 	<ul style="list-style-type: none"> ・1年あたり17百万円 ・下記3.(1)に定める対象期間の年数に上記を乗じた金額
社外取締役に交付等がなされる当社株式等の数の上限	<ul style="list-style-type: none"> ・1年あたり2,400株 ・下記3.(1)に定める対象期間の年数に上記を乗じた株数 	<ul style="list-style-type: none"> ・1年あたり6,000株 ・下記3.(1)に定める対象期間の年数に上記を乗じた株数

(5) 当社は、報酬決定プロセスにおける透明性・客観性を担保するため、取締役会の任意の諮問機関として、社外取締役を委員長とし、社外取締役が過半数を占める報酬諮問委員会を設置しております。本制度の継続および一部改定については、報酬諮問委員会の審議を経ております。

2. BIP 信託の仕組み



- ① 当社および当社子会社は、本制度の一部改定に関して、本株主総会および各子会社の株主総会において承認決議を得ます。
- ② 当社および当社子会社は、各社の取締役会において、本制度の内容にかかる株式交付規程を改定します。
- ③ 当社は、①の株主総会で承認を得た範囲内で、受益者要件を充足する対象取締役等を受益者とする信託(以下「本信託」といいます。)に金銭を追加拠出します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として、当社株式を当社(自己株式処分)または株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①の株主総会で承認を受けた範囲内とします。

- ⑤ 本信託内の当社株式に対しては、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、受益者は、各社の株式交付規程に従い、一定のポイント数の付与を受けただうえで、かかるポイント数の50%に相当する当社株式(単元未満株式については切り捨て)の交付を受け、残りのポイント数に相当する当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価したうえで換価処分金相当額の金銭を受領します。
- ⑧ 会社業績目標の未達成等により、信託期間満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本制度またはこれと同種の新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨ 本信託が終了し、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社および当社子会社ならびに対象取締役等と利害関係のない団体に寄附を行う予定です。

注) 受益者要件を充足する対象取締役等への当社株式等の交付等により本信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に本信託が終了します。なお、当社は、対象取締役等に対する交付等の対象とする当社株式の取得資金として、本株主総会および各子会社の株主総会で承認を受けた範囲内で、本信託に対し、追加で金銭を信託し、本信託により当社株式を追加取得する可能性があります。

3. 本制度の内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社グループの中期経営計画の対象となる事業年度(原則3年～4年。以下「対象期間」といいます。)を対象として、本信託を通じて対象取締役等に当社株式等の交付等を行う株式報酬制度です。なお、現在の本制度における対象期間は、2024年12月末日で終了する事業年度から2026年12月末日で終了する事業年度までの3事業年度です。本制度の改定後の内容は2025年12月末日で終了する事業年度から2026年12月末日で終了する事業年度までの2事業年度以降を対象に適用いたします。

(2) 本制度の一部改定に係る株主総会決議

本株主総会において、当社が社外取締役の報酬額として本信託に拠出する金員の上限および社外取締役に交付する株式数(換価処分の対象となる株式数を含みます。)の上限その他必要な事項を決議します。なお、下記(4)による本信託の継続を行う場合は、本株主総会および2019年開催の第13期定時株主総会で承認を受けた範囲内で、信託期間の満了時において信託契約の変更および本信託への追加拠出を行うことを取締役会の決議によって決定します。

(3) 本制度の対象者(受益者要件)

対象取締役等は、以下の受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経て、ポイント数(下記(5)に定めます。以下同じ。)に相当する数の当社株式等について、本信託から交付等を受けます。

- ① 対象期間中に対象取締役等であること
- ② 国内居住者であること
- ③ 対象取締役等の職務に関し、当社との間における契約等に反する重大な違反があったことにより辞任した者または解任された者でないことおよび当社の意思に反して自己都合(健康上の事由等やむを得ない場合を除きます。)により退任した者でないこと

④ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件を満たしていること

(4) 現行の対象期間にかかる信託期間

2024年5月から2027年5月末日(予定)までの約3年間とします。

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本制度または本制度と同種の株式報酬制度として本信託を継続することがあります。その場合、その時点において当社グループが策定している中期経営計画に対応する年数が新たな対象期間となり、新たな対象期間と同一期間について本信託の信託期間を延長します。当社および当社子会社は、それぞれの株主総会の承認決議を得た本信託に拠出する金員の上限の範囲内で追加拠出を行い、対象取締役等に対するポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に本信託内に残存する当社株式(対象取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除きます。)および金銭(以下「残存株式等」といいます。)があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、それぞれの株主総会で承認決議を得た本信託に拠出する金員の上限の範囲内といたします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に信託期間を再延長することがあります。

(5) 対象取締役等に交付等が行われる当社株式等の数

対象取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数は、付与されるポイント数により決定します。1ポイントにつき当社株式1株を交付するものとし、1ポイント未満の端数は切り上げます。ただし、本信託内の当社株式が株式の分割、株式無償割当て、株式の併合等によって増加または減少した場合、当社および当社子会社は、その増加または減少の割合に応じて、1ポイント当たりの交付等が行われる当社株式の数および下記(7)の上限株数を調整します。

対象取締役等に付与されるポイント数は、次のとおり算定されます。なお、対象期間中に退任等で本制度対象者から外れた場合に付与されるポイント数は、在任期間等に基づき調整を行います。

①当社の社外取締役を除く対象取締役等

対象期間中の各事業年度の役位等に基づき付与されるポイントを累計し、対象期間終了後に、当該累計値に業績連動係数を乗じて算定します。

※ 業績連動係数は、中期経営計画等における業績目標の達成度等に応じて0～200%の範囲で変動します。業績指標は、財務項目(売上、営業利益、ROE等)および非財務項目から設定するものとします。

②当社の社外取締役

対象期間中の各事業年度の役位に基づき付与されるポイントの累計値で算定します。

(6) 対象取締役等に対する当社株式等の交付等の方法および時期その他株式交付条件の概要

受益者要件を満たす対象取締役等は、原則として対象期間終了後(対象期間中、任期満了等により退任した場合は退任後)、ポイント数の50%に相当する当社株式(単元未満株式については切り捨て)の交付を本信託から受け、残りのポイント数に相当する株式数については本信託内で換価処分したうえで、換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けるものとします。

信託期間中に対象取締役等が死亡した場合、その時点のポイント数に相当する数の当社株式について、そのすべてを本信託内で換価処分したうえで、当該対象取締役等の相続人が換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けるものとします。また、信託期間中に対象取締役等が国内非居住者となる場合、その時点のポイント数に相当する数の当社株式について、そのすべてを本信託内で換価処分したうえで、当該対象取締役等が換

価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けるものとします。

なお、対象取締役等に職務の重大な違反等があった場合には、株式を受ける権利を没収し、または支給済の株式報酬相当の返還を求めることができるものとします。

(7) 本信託に拠出する金員の上限額および本信託から交付等が行われる当社株式等の総数の上限

対象期間内に、当社および当社子会社が本信託に拠出する金員の上限額および対象取締役等に対して交付等が行われる株式等の総数の上限は、以下のとおりとします。ただし、当社の社外取締役を対象とする金員の上限および当社株式等の数の上限は、本株主総会決議における承認を条件といたします。

対象取締役等	1年あたりの金員の上限	対象期間(3事業年度の場合)に係る金員の上限
当社 取締役 (社外取締役を除く)	133 百万円	399 百万円
当社 社外取締役	17 百万円	51 百万円
当社 執行役員	45 百万円	135 百万円
子会社取締役 (社外取締役を除く)	173 百万円	519 百万円

対象取締役等	1年あたりに交付等される当社株式等の数の上限	対象期間(3事業年度の場合)に交付等される当社株式等の数の上限
当社 取締役 (社外取締役を除く)	45,200 株	135,600 株
当社 社外取締役	6,000 株	18,000 株
当社 執行役員	15,300 株	45,900 株
子会社取締役 (社外取締役を除く)	59,000 株	177,000 株

(8) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、当社(自己株式処分)または株式市場から取得するものとします。なお、本株主総会決議における承認を条件として、下記「(ご参考)信託契約の内容」のとおり、株式市場からの追加の株式取得を予定しています。

(9) 本信託内の当社株式の議決権行使

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式にかかる配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、対象取締役等のポイントの累計値に業績連動係数を乗じたポイント数に応じて、対象期間中の各配当基準日における配当金額を踏まえ、1ポイントあたり1株の配当額に相当する金額を留保し、上記(6)により交付等が行われる当社株式等とともに対象取締役等に給付されます。剰余金の配当の

うち、対象取締役等への給付のために留保される部分を除いては、本信託の信託報酬および信託費用に充てられます。

(11) 本信託の終了時の取扱い

信託期間の満了時に生じた残余株式は、本制度またはこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用する場合には、対象取締役等に対する交付の対象になります。信託期間の満了により本信託を終了する場合には、本信託から当社に当該残余株式の無償譲渡を行い、当社はこれを取締役会の決議によって消却することを予定しています。

また、上記(10)による対象取締役等への配当金の支払い額および信託費用準備金を超過する残余金銭は、信託期間の満了時に本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用し、信託期間の満了により本信託を終了する場合には、当社および当社子会社ならびに対象取締役等と利害関係のない団体に寄附を行う予定です。

(ご参考)信託契約の内容

- | | |
|------------|--|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託) |
| ② 信託の目的 | 当社取締役等に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 |
| ⑤ 受益者 | (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
当社取締役等のうち受益者要件を満たす者 |
| ⑥ 信託管理人 | 専門実務家であつて当社と利害関係のない第三者 |
| ⑦ 信託契約日 | 2019年5月13日(2025年5月に変更契約締結予定) |
| ⑧ 信託の期間 | 2019年5月13日～2027年5月末日 |
| ⑨ 制度開始日 | 2019年5月13日 |
| ⑩ 議決権行使 | 行使しないものとします。 |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫ 追加信託金の金額 | 9百万円(予定)(信託報酬および信託費用を含みます。) |
| ⑬ 株式の取得方法 | 株式市場からの取得 |
| ⑭ 株式の取得時期 | 2025年5月19日(予定)～2025年5月末日(予定) |
| ⑮ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑯ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

以上